



秋田県公報

目 次

福岡縣の公報(11)
福岡縣の公報(11)

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第2号
平成14年秋田県告示第335号で告示された外部監査契約に関し、外部監査人から
監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第
252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。
平成15年2月28日

秋田県監査委員 辻 久 男
秋田県監査委員 小田嶋 伝 一
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

購読料金 一月三千五百円

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一號

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九號
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六〇〇五
FAX(863)〇〇五
E-mail:natsubara@matsubaranatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九號
松原繁雄

平成14年度
包括外部監査の結果に関する報告書

財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の
公社に対する貸付金等について

秋田県包括外部監査人

澤田祐治

平成14年度包括外部監査の結果に関する報告書
財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について

目 次

第1	外部監査の概要.....	1
1.	監査の種類.....	1
2.	選定した特定の事件.....	1
3.	監査対象期間.....	1
4.	事件を選定した理由.....	1
5.	監査の方法.....	2
	(1) 監査の視点.....	2
	(2) 主要な監査手続.....	3
6.	監査の実施期間.....	4
7.	監査の補助者.....	4
第2	県債及び基金並びに林業公社等の概要.....	5
I	県債及び基金の概要.....	5
1.	県債の概要.....	5
	(1) 県債の性格.....	5
	(2) 地方債資金の調達先別の分類.....	5
	(3) 県債の資金別残高の推移.....	6
	(4) 地方債の発行条件.....	6
2.	基金の概要.....	7
	(1) 地方公共団体における基金.....	7
	(2) 県における基金の推移.....	7
II	林業公社等の概要.....	8
1.	林業公社の概要.....	8
	(1) 設立の目的等及び公益性の変遷.....	8
	(2) 組織等の概要.....	12
	(3) 事業の概要.....	12
	(4) 収支の状況及び財政状態.....	16
2.	秋田県の公社への貸付金等の概要.....	27
	(1) 林業公社への貸付金.....	27
	(2) (財) 林業労働対策基金への貸付金並びに当該法人の概要.....	28
	(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債.....	39

第3	監査の結果.....	4 1
1.	林業公社の収支状況.....	4 1
	(1) 契約解除済の分収造林にかかる処理等について.....	4 1
	(2) 未払利息及び国庫補助金の会計処理について.....	4 1
	(3) 分収林勘定と原価台帳管理について.....	4 2
	(4) 県行造林から無償で移譲された分収造林について.....	4 3
	(5) 引当金及びその他の会計処理について.....	4 3
2.	秋田県の公社に対する貸付金等.....	4 4
	(1) 林業公社に対する短期貸付金の県の歳入・歳出の処理について.....	4 4
	(2) (財) 林業労働対策基金について.....	4 4
	(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債について.....	4 9
第4	利害関係.....	5 0
	報告資料.....	5 1

本報告書の表の記載については、単位未満の端数を切り捨てて表示しているものがあるため、表示上の合計とその内訳とは必ずしも一致していない。

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに「秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について

3. 監査対象期間

原則として平成13年度（平成13年4月1日から平成14年3月31日）を対象とした。ただし、必要と認められた範囲において、平成12年度以前の各年度及び平成14年度の執行分についても対象とした。

4. 事件を選定した理由

秋田県（以下、「県」という。）の財政状態は、平成14年度の当初予算案によると、同年度末の県債残高は前年度末に比べて221億円増加し1兆1,087億円、財政3基金（財政調整基金、減債基金及び地域振興事業基金）残高は前年度末に比べて190億円減少し530億円となる見込みであり、現状のまま推移すると平成18年度に底をつくと推計される厳しい状況にある。

このため、テーマのひとつとして県の単独事業として大規模な投資をした県立大学を選定したが、逼迫している県財政については県民の多くが関心を持っているとの認識のもとに、平成11年3月の行政改革の対象にもなっている県出資法人のうち組織を統合した法人や基金などの債権額が大きい財団法人などについても、県の財政にどのような影響を与えているか、改善はどのように進んでいるかを検証することは有用であると考えていくつかの公社について予備調査を行った。

財団法人秋田県林業公社（以下、「林業公社」という。）については、県内における林業木材業界の経営環境は製材業者の多くが倒産に追い込まれている現実からみて非常に厳しい状況にあるはずにも拘わらず、貸借対照表の正味財産、収支の状況、将来の見通しが一見無難にまとめられていて、経営の実態を正確に表しているかについて疑念を感じた。このため、県からの多額

の貸付金の回収可能性を検証するとともに、林業公社の事業の有効性、将来性、経営の効率性についても検討することが必要と判断した。

特に、「秋田県林業開発基金」(以下、「林業開発基金」という。)からの貸付金すなわち林業公社の長期借入金が10年以上にわたり毎年8~9億円増加し、平成13年度末の残高は141億5,261万円となっている。また、金融機関からの短期借入金35億5千万円があり、翌年度初めに県からの過年度造林資金として借入れし金融機関へ返済することが決議されているので、その事情についても検証する必要があると考えた。

「秋田杉」といわれてきた県内の主要産業である林業は、輸入材の増加と木材価格の低落等により衰退の危機にさらされている。林業の問題は、県産杉材や間伐材の利用の促進にとどまらず、材質向上と山林の荒廃を防ぐための間伐や枝打ち等の必要性和費用負担、山村地域の過疎及び雇用問題、環境問題、国有林野事業の縮小合理化等の大きな社会問題とも関連する重要なものである。

このため、対象を広げないで林業公社を中心としたテーマとすることが適切と判断した。

また、テーマを正式に決定するまでの間に、同じ林業の分野において「秋田県森林整備担い手育成基金」(以下、「担い手育成基金」という。)40億円が定額で貸し付けられている財団法人秋田県林業労働対策基金(以下、「(財)林業労働対策基金」という。)があることに着目し、その運用目的、運用の有効性・効率性、林業公社との関連等に関心を抱いた。しかし、予備調査の対象にしておらず、断片的に受けた説明では法律を背景にした条例に基づく定額の基金であり法人の規模も小さく、重要性からみて監査の対象としては固有名詞を記載することは適当でないと考え、テーマに「秋田県の公社に対する貸付金等」の表現を加えて対象とすることにした。

さらに、予備調査でいくつかの公社の決算書を閲覧したところ、貸借対照表の資産の部に「県債」などの科目があり、県が出えん(捐)している公社が県債を所有する意味、その取引内容、契約の手続、科目表示の適正性などに疑問が生じ、県債の問題に限定して検証することにした。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

監査にあたっては、特に以下の視点から実施した。

ア. 林業公社

(i) 「林業開発基金」からの貸付金は、目的に適合して適正な事業に使用

されているか。

- (ii) 収支状況は事業の実態を正確に表し、将来、「林業開発基金」の返済ができるか。
- (iii) 「分収林」の資産価値が適切に評価されているか。それは、事業の実績を適切に評価できるか。将来の経営計画を合理的に説明できるか。
- (iv) 分収林事業の契約は適切に行われ、その管理は原価を含めて正確か。
- (v) 経営は効率的に行われ、公益性が確保されているか。

イ. (財)林業労働対策基金

(林業労働対策基金は法人名略称であり、資金としての基金と区別するため略称に(財)を付し、資金についてはできるだけ「 」で表す。)

- (i) 県条例による「担い手育成基金」の無利子貸付金が法的にどのような制度や趣旨に基づき必要となったか。
- (ii) 県からの無利子貸付金は、どのように運用され、どのような事業に支出されているか。
- (iii) 経営は効率的に行われ、公益性が確保されているか。

ウ. 県が出えん(捐)している公社が所有する県債

- (i) 公社が県債を所有する意味
- (ii) 県債の発行手続及び発行条件等
- (iii) 県債を所有する公社の運用収入の用途等

(2) 主要な監査手続

ア. 林業公社

- (i) 「林業開発基金」の事業への使用については、決算書等の信頼性を確かめるため、主に平成13年度末の資産、負債の残高を検証し、必要と認めた事項については、過年度を含めて契約書等と突合した。
- (ii) 作成されている長期収支計画については、計画の不合理的な点、矛盾点を分析するとともに、見直しの前提条件について林業公社の置かれている状況等も質問し、関連資料の提供を求めて検討した。
- (iii) 設立当初からの「分収林」勘定等について、決算書等に基づき勘定分析し、その計上額の適否を検討した。
- (iv) 分収造林事業の契約については、一覧表等の資料を求め検証した。
- (v) 公益性については、法人の目的や事業の変遷を質問、分析し検討した。経営の効率性については事業報告等を閲覧した。

イ. (財)林業労働対策基金

- (i) 「担い手育成基金」として無利子貸付金が行われた根拠である県条例、その背景といわれる「林業労働力の確保の促進に関する法律」の条文等を確認、貸付金に係る手続きの適正性を確認した。
- (ii) 当該資金については、40 億円全額が県債として運用されていることが判明したので、その手続について関係書類を査閲し確認した。運用収入の用途については、その適合性及び会計処理の適正性を検証した。
- (iii) 経営の効率性については、事業費及び事務費について関係資料と突合し、支出の妥当性を確認した。また、公益性については、設立趣意書の閲覧、「林業労働力確保支援センター」の指定を受けた経過等の質問、業務内容の比較、推移の検討をした。

ウ. 県が出捐している公社が所有する県債

- (i) (財)林業労働対策基金の運用方法が秋田県の県債であることが判明したため、県が出捐している公社が所有する県債についてのリストを求め、各公社の決算書と突合した。
- (ii) 県債の引受け要綱を閲覧するとともに、リストについて契約に関する書類と突合した。
- (iii) 県債を所有する公社の運用収入及び用途については、各公社の直前期の決算書を閲覧した。

6. 監査の実施期間

平成 14 年 6 月 8 日から平成 15 年 2 月 7 日まで

7. 監査の補助者

監査補助者の氏名及び資格は以下のとおりである。

公認会計士	唐澤	正幸
公認会計士	大崎	美保
公認会計士	山本	靖子
公認会計士	岡井	眞
会計士補	川口	明浩
会計士補	木下	哲
税理士	秋山	牧

第2 県債及び基金並びに林業公社等の概要

I 県債及び基金の概要

1. 県債の概要

(1) 県債の性格

県債は、地方自治法において地方債として規定され、起債をする場合には予算において目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めることになっている。

地方債の制限については、地方財政法において適債事業等の条件が規定され、発行については平成17年度までは総務大臣の許可を必要とし、平成18年度以降は協議制に移行することになっている。地方債の許可は、法令に基づくもののほか、総務省が財務省と協議して定める「地方債許可方針」等により行われることとされており、具体的には総務省から毎年発表される地方債計画（案）及び地方債計画に基づき、地方公共団体が起債予定事業についてあらかじめ計画書を提出した上で起債許可申請を行う仕組みになっている。発行許可は地方債計画の事業別計画額を基準として行うこととされるが、地方債計画は財政投融资計画とも密接な関連をもって作成されるものであり、許可を受けた地方債は、国が保証したことと同じ効果をもっている。

一方、県債を発行する立場からみると、県が財政上必要とする資金を調達することによって生ずる債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものであり、その機能は次のようにまとめられる。

- ① 単年度では無理な事業についての財政支出と財政収入の年度間調整
- ② 将来便益を受ける住民も負担する世代間の調整
- ③ 一般財源の不足を補完し、機能性、弾力性のある財源の確保
- ④ 国の経済対策について実効性を上げるための地方財政としての調整

(2) 地方債資金の調達先別の分類

地方債については、調達する原資により次のように分類される。

- ①政府資金……財政融資、郵便貯金、簡易保険を原資とするもの
- ②公営公庫資金……公営企業債の発行等により公営企業に貸付けるもの
- ③民間等資金……銀行、保険会社、共済、市場公募等①、②以外

民間等資金は、調達の方法により市場公募による資金と特定の縁故のある者から調達する資金（以下、「縁故資金」という。）があり、①銀行等縁故資金、②受益者縁故・業者縁故資金、③共済等縁故資金に分けられる。

なお、市場公募については秋田県では現在行われていない。

(3) 県債の資金別残高の推移

一般会計の決算説明資料等により、県債の資金別残高を要約した推移は以下のとおりであり、テーマのうち「秋田県の公社に対する貸付金等」の部分で取りあげる県債は、「民間等資金」のうちの「その他」に含まれる。

【一般会計分の県債残高】

(単位：百万円)

借入先(資金)区分	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末	
政府資金	362,442	392,486	443,611	491,770	531,465	
公営企業金融公庫	46,480	46,390	45,774	44,536	44,183	
民間等資金	465,390	523,932	526,636	503,984	497,668	
計	874,313	962,809	1,016,022	1,040,291	1,073,317	
特定資金	-	-	-	-	260	
合計(一般会計)	874,313	962,809	1,016,022	1,040,291	1,073,578	
民間等資金	市中銀行	440,724	499,769	504,038	482,972	472,365
	保険会社等	755	810	842	966	1,029
	共済組合	4,181	3,907	3,372	3,199	3,143
	その他	19,729	19,444	18,382	16,846	21,130

(注) 1. 「その他」の平成8年度末までの残高推移

	平成5年度末	平成6年度末	平成7年度末	平成8年度末
その他	4,346	4,501	14,085	15,279

2. 借入先区分が年度末の「差引現在高」と翌年度における前年度末現在高とが一部変更になっているものがあり、その場合には翌年度の区分によっている。(財)林業労働対策基金の有する県債40億円は、平成10年4月2日の発行であるが、平成9年度許可債のため許可年度の残高に計上されている。

(4) 地方債の発行条件

縁故地方債の発行条件は、原則として金融機関については資金事情や金利動向等を総合的に勘案して当事者間で決定されるが、その場合にも、総務省の事務連絡等による市場公募債の応募者利回りが参考にされる。

公表されている応募者利回りの最近の推移は、公表資料を抜粋し要約すると次のとおりである。

公募地方債	10年債	5年債	
平成7年12月	3.013%	-----	
平成8年12月	2.877	-----	
平成9年12月	2.173	-----	
平成10年3月	2.042	-----	地方債ホームページより

平成10年12月	1.368	-----	
平成11年3月	2.200	-----	地方債の返済より
平成11年12月	1.911	-----	
平成12年3月	1.947	-----	
平成12年12月	1.811	---	(12/10月1.274 13/2月0.920)
平成13年3月	1.474	---	(13/2月0.920)
平成13年12月	1.405	0.520%	
平成14年3月	1.546	0.661	

2. 基金の概要

(1) 地方公共団体における基金

基金は、地方自治法において、「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため」に設けられる資金または財産である旨規定されている。また、基金の処分、運用から生ずる収益、管理に要する費用等についても、地方自治法に明確な規定がある。

定額の資金を運用するための基金の運用については、基金から直接貸付け、また当該基金に直接償還させるなど、歳入歳出予算と関係なく経理される。

基金の管理については、基金に属する現金、債権、有価証券、美術品等の財産の種類に応じて、それぞれに対応する処理または管理若しくは処分に関する規定を適用することになっている。

(2) 県における基金の推移

公表されている「財政の状況」及び「財産に関する調書」を要約すると、その推移は次のとおりであり、本報告書のテーマで取りあげる基金は、主に財政3基金以外の基金のうち「債権」に含まれる。

【基金の推移】

(単位：百万円)

基金の区分	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末
財政調整基金	5,999	5,901	6,008	6,822	7,606
減債基金	53,116	41,109	41,464	47,351	50,369
地域振興事業基金	33,789	15,963	9,985	12,005	20,510
計(財政3基金)	92,905	62,974	57,459	66,179	78,485
上記以外の基金計	53,508	55,143	57,940	59,562	65,708
合計	146,413	118,117	115,399	125,741	144,194

3基金のうち債権	3,100	1,000	3,300	2,800	6,500
以外の基金のうち債権	14,871	19,641	20,471	21,108	22,180
合計のうち積立基金	124,768	91,264	87,763	97,221	114,855
〃定額資金運用基金	21,645	26,853	27,636	28,520	29,339

- (注) 1. 3基金のうちの債権は、「財産に関する調書」によると出納整理期間中に一般会計から繰入れをする金額を示している。
2. 3基金以外の基金のうち、平成13年度中の増加の主なものは、緊急雇用創出特別基金5,801百万円、介護保険財政安定化基金766百万円、林業開発基金818百万円であり、減少の主なものは、緊急地域雇用特別基金700百万円、情報通信技術講習推進基金661百万円である。
3. 県の財政分析(バランスシートの作成)にあたっては、財政3基金のうち財政調整基金、減債基金については現金預金としているが、地域振興事業基金については投資等としている。
4. 平成10年度末の「担い手育成基金」の残高40億円の区分が「現金」、基金総計の区分が「積立基金」となっているが、翌年度の「前年度末現在高」が訂正されて、それぞれ「債権」、「定額の資金を運用するための基金」となっている。

II 林業公社等の概要

1. 林業公社の概要

(1) 設立の目的等及び公益性の変遷

ア. 設立の目的等

林業公社は、昭和41年4月1日に民法第34条による財団法人として基本財産1千万円(全額県の出捐)として設立された。設立者は県知事となっており、設立趣意書を参考に当時の林業についての状況並びに県の方針等を要約すると、次のとおりである。

- ① 秋田県内における民有林野44万haのうち、未利用の原野は4万5千ha、生産性の低い薪炭林などの広葉樹林は24万haとなっている。
- ② これらを経済性の高い林地として開発利用することは山村経済振興として極めて重要であり、昭和65年(平成2年)までに21万haの人工造林面積を達成すべき造林計画を立てて、一般補助造林、市町村営造林、県営造林、森林開発公団造林等を行っているが、事業

資金の調達、労働力の確保の面から長期の投資が困難であり、造林事業は停滞の傾向にある。

- ③ 特に、未利用地の大半を占める市町村有、財産区有の慣行共有地いわゆる部落有林野については、事業の実施体制、資金などの実情から自力で造林事業を進めることは極めて困難であるので、国の資金の導入による分収造林方式による大規模造林を実施し、山村住民に雇用の場を拡げるとともに所得の増大をはかる必要がある。

このため、林業公社は、造林資金の円滑な調達と有利確実な分収方式によって、未利用地の高度利用としての造林事業を行い、森林資源の造成と国土保全及び農山村経済の振興を目的として設立されたものである。

国の資金（林業公社においては農林漁業金融公庫の資金である。）の借入れについては、県がすべて保証することになっており、昭和47年度融資分から平成14年度融資分まで債務負担行為に記載されている。

イ．森林整備法人の認定等

林業公社は、昭和59年5月29日に寄付行為の第3条（目的）、第4条（事業）の改正を行い、昭和59年8月20日に森林整備法人の認定を受けている。

改正の主な内容は、第3条が「・・・、森林資源の造成、整備を図るとともに、森林・林業に関する普及啓蒙等を行うことにより、県土の緑化、保全並びに農山村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。」と改められるとともに、第4条（事業）に明記されていなかった分収造林及び分収育林に関する事業が、同条の第1号に掲げられ、当該制度の促進に関する事業（第3号）及び森林・林業に関する普及啓蒙の事業（第4号）が追加されている。また、設立当初の事業に掲げられていた治山、林道事業の受託に関する事業は、他の組織との重複を避けるため削除されている。

森林整備法人は、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条に、「造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする・・・法人で、地方公共団体が、・・・、財団法人にあっては基本財産の過半を拠出しているもの・・・」と規定されていて、同法に規定する分収契約（分収造林契約、分収育林契約等）に係る募集の届出等の適用が除外されることになっている。

森林整備法人は「分収契約」の規定については地方公共団体と同じ取扱いであり、林業公社は、設立時の収益性を前提とした農山村経済の振興及